

「復興施策に関する事業計画と工程表」 (平成28年4月版)

ー公共インフラ（全体版）ー

事業計画

海岸対策	・・・ 1
河川対策	・・・ 3
水道施設	・・・ 6
下水道対策	・・・ 8
交通網	
（道路、鉄道、空港、港湾）	・・・ 9
農地・農業用施設	・・・13
海岸防災林の再生	・・・14
漁港・漁場・養殖施設・定置網	・・・16
災害公営住宅	・・・20
復興まちづくり	
（防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等 津波復興拠点 造成宅地の滑動崩落防止 医療施設等 学校施設等	・・・21
土砂災害対策	・・・26
地盤沈下・液状化対策	・・・27
災害廃棄物の処理	・・・29
都市公園	・・・31

工程表	・・・32
-----	-------

平成 28 年 7 月 29 日

事業計画（全体版）

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の 515 地区海岸のうち、458 地区海岸^{※1}で被災。青森、茨城、千葉各県の 468 地区海岸のうち、43 地区海岸で被災。

※1 帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。

- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約 50km）について応急対策を実施し、平成 23 年末までに完了。
- ③ 新計画堤防高については、平成 23 年 8 月から、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。9 月 9 日に宮城県、10 月 8 日に福島県、9 月 26 日及び 10 月 20 日に岩手県が公表済み。

※堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

- ・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
- ・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーションを行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

- ④ 市町村が策定している復興計画を踏まえ、各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧工事を実施。
- ⑤ 本復旧[※]・復興[※]工事については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において施工を完了しており、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧・復興を進め、概ね H30 年度での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧を進める。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。

※「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。

※「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。

- ⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

⑦ 平成26年度における成果

約8割の地区海岸（397地区海岸／501地区海岸）において、本復旧工事を着工※した。

約2割の地区海岸（105地区海岸／501地区海岸）において、本復旧工事を完了※した。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

※工事完了とは、復旧工事の引き渡し等をもっていう。

※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。

※上記成果には平成25年度までに着工、完了した地区海岸を含む。

⑧ 平成27年度における成果

約8割の地区海岸（550地区海岸／677地区海岸）において、本復旧・復興工事を着工※した。

約2割の地区海岸（152地区海岸／677地区海岸）において、本復旧・復興工事を完了※した。

※工事着工とは、復旧・復興工事の工事契約等をもっていう。

※工事完了とは、復旧・復興工事の引き渡し等をもっていう。

※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。

※上記目標には平成26年度までに着工、完了した地区海岸を含む。

⑨ 平成28年度の成果目標

概ね全ての地区海岸において、本復旧・復興工事の着工※を目指す。

約5割の地区海岸において、本復旧・復興工事の完了※を目指す。

※工事着工とは、復旧・復興工事の工事契約等をもっていう。

※工事完了とは、復旧・復興工事の引き渡し等をもっていう。

※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。

※上記目標には平成27年度までに着工、完了した地区海岸を含む。

⑩ 事業完了予定年度

平成32年度

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等 9 水系 2,115 箇所（東北地整管内：1,195 箇所、関東地整管内：920 箇所）については、平成 27 年 3 月末時点で、全ての箇所において、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了。
- ② 県・市町村管理区間では、全箇所^{*1}の災害査定を完了し、1,076 箇所^{*2}で災害復旧事業を予定。なお、そのうち施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い 125 箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。本復旧については、設計・地元調整等の施工準備が整った 1,046 箇所を着手済みであり、うち 958 箇所を平成 27 年度内に完了。

県・市町村管理区間については、平成 28 年度に、新たに 24 箇所を本復旧に着手予定（累計 1,070 箇所）。
- ③ 津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として堤防整備や液状化対策等を実施し、平成 30 年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
- ④ 震災前に比べ堤防等が脆弱になっていること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げて運用していたが、堤防の本復旧完了に伴い、平成 26 年 7 月に通常水準への見直しを実施。

⑤ 平成 27 年度における成果

○国管理区間

- ・本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策を実施し、対策が必要な延長のうち概ね 5 割が完了。

○県・市町村管理区間

- ・全箇所での災害査定を完了。
- ・1,046 箇所（全体の約 97%）で本復旧に着手。
- ・958 箇所（全体の約 89%）で本復旧を完了。

⑥ 平成 28 年度の成果目標

○国管理区間

- ・引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策として、市町村が策定する

復興計画等と整合を図りながら、堤防整備や液状化対策等を実施する。

○県・市町村管理区間

- ・新たに、24箇所では本復旧に着手予定（累計1,070箇所（全体の約99%））。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成28年度末まで：全体の約93%（累計996箇所／全1,076箇所）

※河口部については、引き続き、復興計画と整合性を図りながら必要な高さの堤防を順次整備

⑦ 事業完了予定年度

○国管理区間

平成30年度

○県・市町村管理区間

平成32年度

* 1 福島第一原子力発電所事故に伴って警戒区域が設定された地域等を除く。

* 2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

（これまでの技術指針の策定状況等）

取組み	内容
河川への遡上津波対策に関する緊急提言 <u><河川津波対策検討会></u> (H23/8/22)	被災河川における早期の復旧・復興対策に資するべく、また全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方について緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000376.html
東日本大震災における河口堰・水門等の復旧に向けての緊急提言 <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等技術検討委員会></u> (H23/5/30)	被災した河口堰・水門等について、復旧未了のまま出水期を迎えるにあたって留意すべき事項、及び出水期明けに行われる本復旧に向けて考慮すべき事項に関して緊急的に提言されたもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について <u><東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・</u>	堰・水門等の施設を対象として、今後の設計・操作の考え方について、今回発生した事象を踏まえて速やかに対応すべき事項及び技術的に確立されていないために今後検討や研究・開発が必要な事項に関して提言されたもの。

<u>水門等技術検討委員会</u>> (H23/9/30)	http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/kakouzeki_suimon/index.html
河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き <u><河川・海岸構造物の復旧における景観検討会></u> (H2311/11)	東日本大震災からの河川・海岸構造物の復旧にあたって必要となる具体的な景観への配慮事項、配慮方法を緊急的かつ一体的にとりまとめ、国、県等による河川・海岸構造物復旧における景観への配慮を支援するもの。 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000426.html
河川構造物の耐震性能照査指針 河川構造物の耐震性能照査指針・解説 レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル <水管理・国土保全局治水課> (H24/23)	照査指針等の改定により、堤体の液状化、津波、地殻変動に伴う広域な地盤沈降の3項目についての記述を追加、充実させ、河川構造物の耐震性能の一層の向上を図るもの。 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/bousai/wf_environment/structure/index2.html

3. 水道施設

- ① 東日本大震災による全国の総断水戸数は、19 都道県、264 水道事業者で約 257 万戸であり、うち岩手県、宮城県、福島県^{※1}の 3 県は、津波被害や土砂災害により家屋等が流出し、約 4.5 万戸が復旧困難な状況にあった。

※1 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により調査ができない福島県浪江町、葛尾村、川俣町、川内村及び双葉地方広域水道企業団を除く。

- ② これまでに、津波により家屋等が流出した地域等を除いた断水被害については全て復旧している。一方で、津波被害を受けた地域については、まちづくりに合わせて施設の復旧が進められているところ。

- ③ 水道施設の災害復旧事業については、平成 27 年度末までに 202 水道事業において通常査定^{※2}と特例査定^{※3}を実施しており、通常査定のみを実施している水道事業が 156 水道事業、特例査定のみを実施している水道事業が 18 水道事業、両方の査定を実施している水道事業が 28 水道事業の状況となっている。

※2 通常査定…主に地震被害による施設の被災で、復旧方法を確定した上で災害査定を受けたもの。

※3 特例査定…主に津波被害を受けた沿岸部における施設の被災で、当初自治体の復興計画が未定のため復旧方法を確定することができない地域において、災害査定の特例を定め、仮に原形復旧するものとして災害査定を行い、復旧事業の実施は保留するというもの。

- ④ 通常査定を受けた 184 水道事業における施設の復旧事業は、178 水道事業で完了しており、6 水道事業については着工中の状況である。

- ⑤ 特例査定を受けた 46 水道事業における施設の復旧事業は、自治体が策定した復興計画を踏まえた新たなまちづくりに対応した水道施設の復旧事業計画に基づき、復旧方法が整った事業から随時保留解除協議^{※4}を行っており、30 水道事業については着工中^{※5}の状況である。

※4 災害復旧事業計画全体に対し部分的に行う工事についても協議可能としている。

※5 水道事業者からの保留解除申請（協議設計）の時点をもって着工とする。

- ⑥ 平成 27 年度における成果

通常査定を受けた水道事業において、着工中であった 1 水道事業が完了した。

特例査定を受けた水道事業において、平成 27 年度に新たに 1 水道事業が着工し、着工中であった 1 水道事業が完了した。

⑦ 平成 28 年度の成果目標

特例査定を受けた水道施設のうち、未着工の復旧事業の早期着工に向け、技術的助言などの支援を行い、津波により家屋等が流出した沿岸区域の一刻も早い復興を目指す。

⑧ 事業完了予定年度

平成 32 年度

4. 下水道対策

- ① 被災した下水管 680km のうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については平成 23 年 5 月までに完了。平成 28 年 4 月 1 日現在、669km が本復旧完了。引き続き、復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。

- ② 被災した下水処理場 122 箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する 7 箇所を除く）のうち、2 箇所は汚水の発生がないため稼働の必要がなく、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き 119 箇所は平成 26 年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。

福島県内の避難指示区域等における処理場 7 箇所のうち 3 箇所において、本復旧工事が完了し、1 箇所は本復旧工事に着手。

- ③ 平成 27 年度における成果

仙台市南蒲生浄化センターについて、平成 28 年 4 月に通常レベルの処理を開始した。

被災した管渠 680 kmのうち 669 kmについては、復旧が完了した。

また、復興まちづくりと進捗をあわせた管渠等の整備を推進し、2 市町で事業が完了した。

- ④ 平成 28 年度の成果目標

被災した下水管について、復興計画と整合を図りながら、復旧を進める。

また、復興まちづくりと進捗をあわせた管渠等の整備を推進し、6 市町村で事業完了を図る。

- ⑤ 事業完了予定年度

復興交付金を活用する事業については、以下のとおり進捗を図る。

平成 28 年度：6 市町村

平成 29 年度：6 市町

平成 30 年度以降完了予定：9 市町

5. 交通網

(1) 道 路

- ① 高速道路については、平成 23 年 4 月 28 日までに旧警戒区域※にかかる区間（常磐自動車道広野 IC～常磐富岡 IC）を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成 24 年 12 月 22 日に本復旧を完了した。

旧警戒区域にかかる区間のうち、常磐道広野 IC～常磐富岡 IC については、環境省が実施する除染工事と並行して復旧工事に着手し、平成 26 年 2 月 22 日に本復旧完了した。

整備工事区間について、相馬 IC～山元 IC 間及び旧警戒区域にかかる浪江 IC～南相馬 IC 間を平成 26 年 12 月 6 日に開通させた。更に、常磐富岡 IC～浪江 IC については、当初の目標を約 2 ヶ月前倒し、平成 27 年 3 月 1 日に開通させた。これにより常磐自動車道は全線開通した。

※平成 24 年 4 月 1 日の区域見直し前の警戒区域

- ② 直轄国道については、平成 23 年 4 月 10 日までに概ね復旧し、7 月 10 日までに広域迂回解消済み。平成 25 年度末までに、大規模な切土・盛土法面崩落区間含め、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了。なお、国道 45 号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。

各地方公共団体が策定する復興まちづくり計画に合わせた 45 号整備については、平成 24 年度に事業化し、順次、測量、設計説明会及び用地買収に着手。平成 27 年度は、引き続き用地買収を進めるとともに、順次、工事に着手。平成 28 年度以降は、引き続き用地買収を進めるとともに、工事の全面展開を図り事業を促進する。

- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。

- ④ 復興道路、復興支援道路の整備のうち、平成 23 年度第三次補正予算において事業化した三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の事業については、これまで順次、測量、設計説明会、用地買収、工事に着手。平成 27 年度は、引き続き用地買収を推進するとともに、橋梁等の主要な構造物の整備を本格的に推進。平成 28 年度以降は、引き続き、用地買収を進めるとともに、橋梁等の主要な構造物を含む工事の推進を図り事業を促進する。

また、三陸沿岸道路への IC アクセス道路については、引き続き用地買収・工事を推進し、順次供用を図る。

- ⑤ 津波防災地域づくりに係る道路整備については、各地方公共団体が策定する復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄 道

- ① 震災直後、旅客鉄道については76路線が被害を受け運休となったが、これまでに74路線が既に運転を再開（ＢＲＴによる本格復旧で合意されたＪＲ大船渡線及び気仙沼線を含む）。貨物鉄道については9路線が被害を受けたが、既に全ての貨物鉄道輸送を再開済み。

残るＪＲ2路線については、以下のとおり復旧を図る方針。

- ② ＪＲ山田線については、ＪＲ東日本からの三陸鉄道への運営移管について、平成27年2月に合意し、3月より復旧工事に着手した。現在、ＪＲ東日本が平成30年度末を目指して復旧工事を進めている。復旧が着実に進むよう、ＪＲ東日本等関係者と緊密に連携する。

ＪＲ常磐線の浜吉田～相馬間については、平成26年春から工事に着手。その後、工事が順調に進捗したことから、当初の予定である平成29年春から3ヶ月前倒しし、平成28年12月末までの運転再開を目指し、工事を実施。

ＪＲ常磐線の原ノ町～竜田間については、平成28年3月10日、帰還困難区域を含む浪江～富岡間について平成31年度末までの開通を目指すことを決定した。これにより、ＪＲ常磐線の全線開通の見通しが明らかとなった。引き続き関係者間で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通に向けて取り組む。

(3) 空 港

【復旧関係】

- ① 平成23年9月25日に、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了するとともに、10月1日には空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開し、空港機能は概ね復旧が完了した。
- ② 仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設の復旧については、平成25年10月に完了した。

③ 事業完了年度

平成 25 年度

【復興関係】

① 平成 25 年 10 月に、仙台空港の復興事業に係る空港施設の耐震化を完了した。（※引き続き通常事業により空港の耐震対策を実施）

② 今後空港施設が津波被害を受けた場合、空港施設の機能を早期に復旧するため、「仙台空港津波早期復旧計画」を平成 25 年 11 月に策定した。

③ 事業完了年度

平成 25 年度

（４）港 湾

【復旧関係】

① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。このため、各港において航路啓開等を実施するとともに、コンテナ等基幹的輸送を担う施設や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。

② 本復旧にあたっては、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、平成 23 年 8 月中旬までに被災各港湾において、重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように復旧を進めている。

③ 平成 27 年度末までに、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む 17 港の被災した公共岸壁 373 バース（水深 4.5m 以深）の全てが、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。

④ 地方港湾は青森県から千葉県の 17 港が被災を受け、被災直後より復旧を進めている。

⑤ 平成 27 年度における成果

復旧工程計画に定められた産業・物流上特に重要な港湾施設全て（復旧に期間を要する防波堤を除く）について平成 26 年度末までに本復旧を完了しており、復旧に期間を要する施設（防波堤）等について、計画的に事業の進捗を図った。

地方港湾は平成 27 年度に 2 港の本復旧が完了し、計 11 港について本復旧を完了。

⑥ 平成 28 年度の成果目標

復旧に期間を要する施設（防波堤）等については、港湾の利用と調整を図りつつ、工程管理を適切に行ない、大船渡港の湾口防波堤は平成 28 年度末までの本復旧完了を目指す。また、地方港湾は平成 28 年度に 1 港の本復旧完了を目指すなど復旧整備を推進。

⑦ 事業完了予定年度

平成 30 年度

【復興関係】

① 被災地の港湾において経済復興の礎となる岸壁、防波堤等の港湾施設の整備を推進。

② 平成 27 年度の成果

相馬港 4 号ふ頭地区の航路・泊地、茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区の岸壁等の整備を完了するなど、港湾施設の整備を推進。

③ 平成 28 年度の成果目標

大船渡港永浜・山口地区の岸壁の整備を完了するなど、港湾施設の整備を推進。

④ 事業完了予定年度

復興期間の最終年度である平成 32 年度まで経済復興の礎となる港湾施設の整備を推進。

6. 農地・農業用施設

- ① 津波により、岩手県、宮城県、福島県を中心に、青森県から茨城県、千葉県に及ぶ農地・農業用施設に甚大な被害を受けた。

- ② 農地等の復旧については、被害の状況に応じ、用排水施設の機能の確保も行いながら、がれき撤去、農地復旧、除塩等を実施している。また、農地復旧と一体的に大区画化等を実施する予定の農地、海水が浸入して被害が甚大な農地やまちづくり等で他の事業との調整が必要な農地については、関係機関や地元等と連携して復旧を進める。

これらによって、平成 28 年度までに 16,770ha の農地で営農再開が可能となる見込みであり、平成 29 年度には 970ha、平成 30 年度以降には 620ha の農地で営農再開を可能とすることを目指す。

※以上の面積は、福島県における原子力発電所事故に係る避難指示区域の農地 1,920ha、転用等が見込まれる農地 1,200ha を除いている。

- ③ 基幹的農業用施設については、被災した主要な排水機場の応急復旧を平成 24 年度末までに完了した。その後、本格的復旧に向けた事業を実施中。復旧対象となる 87 排水機場の内、83 機場で工事に着手し、そのうち 81 機場が平成 27 年度末までに完了。残りの施設についても、各地域の復興計画を踏まえつつ、平成 30 年度までの復旧完了を目指す。

※以上の施設数は、福島県における原子力発電所事故に係る避難指示区域にある排水機場 11 機場を除いている。

復旧対象となる主要な排水機場のうち、本格的な復旧に未着手の施設は、他の復旧事業と調整中の施設である。

- ④ 平成 27 年度における成果
850ha の農地について、平成 28 年度からの営農再開が可能の見込み。
- ⑤ 平成 28 年度の成果目標
970ha の農地について、平成 29 年度からの営農再開を可能とすることを目指す。
- ⑥ 事業完了予定年度
平成 30 年度（農地）（営農再開が可能となるのは事業完了の翌年度）
平成 30 年度（農業用施設）

7. 海岸防災林の再生

- ① 青森県～千葉県にわたる海岸防災林が被災。防潮堤、林帯地盤、樹木に甚大な被害。さらに、津波の影響により滞水した海岸防災林において赤枯れが拡大したこと等から要復旧延長は約 164km となっている。
- ② これまでに、地域生活・産業・物流等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある箇所においては、防潮堤等の応急復旧工事が完了。宮城県気仙沼市の防潮堤については、国が特定民有林直轄治山事業により復旧。
- ③ また、今回の津波による海岸防災林の被害がかつてない規模であること等から、技術的知見を踏まえつつ再生を図っていくため、「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を設置。海岸防災林の防災効果の検証、復旧方法等の検討を重ね、海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめが行われたところ。

海岸防災林の復旧・再生に当たっては、ガレキ処理に資するため、安全性が確認された再生資材を活用するとともに、様々な N P O や企業等の支援も得つつ植林等を行う。

※環境省の基準等に基づき安全性が確認された再生資材（コンクリートくず（再生砕石）、津波堆積物（土砂））を沈下した地盤の埋め戻し材、盛土材等として活用し、自然物由来の木くずについては、チップ化してマルチング材等として活用。

- ④ 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、防潮堤等の施設の整備や背後の海岸防災林の復旧・再生に係る予算を措置。

また、海岸防災林の被害が特に甚大な宮城県仙台湾地区については、民有林直轄治山事業として国直轄施工による復旧工事を施工中。

- ⑤ これまでに被災した防潮堤、海岸防災林のうち、他所管事業と調整中の箇所等を除き、災害復旧事業の査定を全て終了。

既に、海岸防災林が被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の全ての県について復旧工事を実施。今後、海岸防災林の復旧・再生は、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次、植栽を実施。全体の復旧は、平成 23 年から概ね 10 年間で完了することを目指す。

また、海岸防災林の再生に関する取組事例や提言も踏まえ、様々な植栽樹種・植栽方法について、海岸防災林としての効果やコストの観点から検証する実証試験に着手したところであり、その成果を随時、今後の事業に反映。

⑥ 平成 27 年度における成果

平成 28 年 3 月までに、被災した海岸防災林約 140km のうち約 118km において復旧工事に着手するとともに、約 41km について完了した。

⑦ 平成 28 年度の成果目標

被災した海岸防災林について、平成 29 年 3 月までに、土地利用に関する地元の合意形成等の状況を踏まえつつ、帰還困難区域等を除く箇所について、復旧・再生に着手するとともに、約 60km について完了を目指す。

⑧ 事業完了予定年度

平成 32 年度

8. 漁港・漁場・養殖施設・定置網

(1) 漁 港

被災した漁港は、北海道から千葉県までの7道県の319漁港に及び、これは全国の2,914漁港の約1割に相当する。特に岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁港で被害を受けた。

漁港の復旧・復興については、「水産基本計画」に示された考え方のもと、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえながら、漁港間での機能集約と役割分担の取り組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期かつ計画的に確保していく。

- ① 全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港及び地域水産業の生産・流通拠点となる漁港については、陸揚げ岸壁等主要な漁港施設の復旧を終えたところであり、平成30年度までに、防波堤等を含め全ての漁港機能の復旧完了を目指す。また、あわせて、復興施策として、全国的な水産物の生産・流通拠点となる漁港においては、流通・加工機能の強化等を推進するとともに、地域水産業の生産・流通拠点となる漁港においては、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

- ② その他の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し事業を実施し、平成30年度末までに、防波堤等を含め全ての漁港施設の復旧を目指す。

- ③ 平成27年度における成果

被災した漁港のほぼ全ての漁港において、陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む。）となった（313漁港）。

- ④ 平成28年度の目標

被災した全ての漁港において、陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む。）となることを目指す。

- ⑤ 事業完成予定年度

平成30年度

(2) 漁 場

海へ流出した岩手県、宮城県、福島県の3県のがれきは約500万トンと推計され、沿

岸域から沖合域の漁場に被害が発生した。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場生産力向上のための技術開発等の実施及び漁場施設等の整備を行う。

1) 漁場におけるがれき撤去の推進

① 早期の漁業再開に向けて、平成 23 年秋から冬にかけて再開が可能な漁場、種苗放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網等の好漁場・主漁場であった海域等において、漁業者によるがれき撤去の取組や専門業者によるがれき撤去の支援を優先的に実施。

② 本格的な漁業の復興に向けて、生産活動が可能な沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場及び底びき網の漁場等のより広域の漁場におけるがれき撤去や操業中に回収されたがれきの処理を推進する。

③ 平成 27 年度における成果

がれきのうち漂流物の撤去については概ね終了。海底のがれき撤去については定置・養殖漁場では 9 割以上、広域漁場では操業を再開できる程度までがれき撤去を実施した。

④ 平成 28 年度の目標

がれきの再流入によりがれき撤去が必要な漁場について実施

⑤ 事業完了予定年度

平成 32 年度

2) 漁場生産力向上のための技術開発等の実施

① 被災した漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うために技術開発等を実施する。

② 平成 27 年度における成果

改良漁具等の開発、漁場機能回復技術の開発、漁場環境改善技術の開発及び環境収容力等の把握調査を実施した。

③ 事業完了年度

平成 27 年度

3) 漁場施設等の整備

- ① 平成 30 年度末までに、水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、魚礁、水産生物の保護・育成礁、藻場・干潟等の整備を推進する。
- ② 平成 27 年度における成果
被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施するとともに、消波堤等の復旧が必要な 28 漁場のうち 26 漁場を復旧した。
- ③ 平成 28 年度の目標
被災した漁場において魚礁、増殖場及び消波堤の整備を実施するとともに、消波堤等の復旧が必要な 28 漁場すべてについて、平成 28 年度末までの復旧を目指す。
- ④ 事業完了予定年度
平成 28 年度末までに消波堤等の復旧が必要な 28 漁場すべての復旧完了を目指すとともに、平成 30 年度末までに漁場における生産力の増進を図るため、増養殖等、漁場施設の整備完了を目指す。

(3) 養殖施設

- ① 養殖施設については、広範囲の道県にわたってわかめ養殖、こんぶ養殖、ぎんざけ養殖、かき養殖、ほたて養殖等の施設に被害が発生した。
- ② 平成 27 年度における成果
被災した養殖施設の復旧・復興については、養殖施設災害復旧事業を実施した他、漁業共済等による自力復旧を含めた取組が進められた。
- ③ 平成 28 年度の目標
福島県の避難指示区域内の養殖施設について、立入禁止が解除され、養殖業再開の希望がなされた際は、速やかに対応する。
- ④ 事業完了予定年度
平成 32 年度

(4) 大型定置網

- ① 大型定置網については、155 ヶ統の大型定置網に被害が発生した。
- ② 平成 27 年度における成果：被災した大型定置網の復旧・復興については、網、固定具等資材及び漁船を確保し、平成 27 年度末までに操業再開希望者（144 ヶ統）のうち、操業再開が未定の 1 ヶ統を除き、143 ヶ統を整備。
- ③ 事業完了年度
平成 27 年度

9. 災害公営住宅

- ① 自力での住宅の再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体による低廉な家賃の災害公営住宅の供給を推進することとし、地域のコミュニティ形成や高齢者の生活等に配慮した、地域の実情に対応した住宅の整備に対する支援を引き続き進める。

災害公営住宅の整備については、住宅再建の見通しを示した「住まいの復興工程表」を取りまとめるとともに、事業の促進を目的として、5次にわたる事業加速化策や、「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」(H27.1)等を公表。

今後も引き続き、住宅再建・復興まちづくりの着実な推進を図るため、これらの加速化策等の取組みを通じて、災害公営住宅整備事業の推進に向けた支援をおこなう。

- ② 平成27年度における成果

平成28年度3月末現在で、災害公営住宅を整備する8県^(注)合計で約30,000戸(全体計画が未定の福島県における帰還者向け約200戸を含む)の災害公営住宅の供給が計画されている。そのうち、約29,100戸(福島県分約7,700戸含む)について事業着手(用地確保)済みであり、約17,200戸(福島県分約3,800戸含む)について建築工事完了済み。

(注：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県、新潟県)

- ③ 平成28年度の成果目標

住まいの復興工程表に基づき、平成29年春までに約25,000戸供給見込み。

- ④ 事業完了予定年度

平成30年度以降(住まいの復興工程表による)

※事業完了時期を「調整中」としているものが約600戸(H28.3末時点)ある。

※福島県における帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定となっている。

10. 復興まちづくり

(1) 民間住宅等用宅地の供給

- ① 被災地における住宅再建・復興まちづくりの加速化を図るため、民間住宅等用宅地（地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地）について適時、住まいの復興工程表の更新を行うとともに、地区の実情に応じた事業の着実な推進の支援、事業の進捗や住民意向の変化に応じた事業計画の見直しの推進、宅地地盤に関する情報提供等の促進等による宅地引渡の円滑化などの措置を実施。
- ② 今後も引き続きこれらの取組みを継続することにより、民間住宅等用宅地の供給を推進するとともに、本格化する民間住宅の再建については、資材・人材のマッチングサポート等により、安定的な施工確保のための支援を行う。
- ③ 平成 27 年度における成果
住まいの復興工程表において、供給が計画されている約 19,500 戸分の民間住宅等用宅地のほぼ全てが工事着手済みであり、約 8,500 戸分について供給済み。
- ④ 平成 28 年度の成果目標
住まいの復興工程表において、平成 29 年度春までに計画の約 7 割の宅地を供給済み。
- ⑤ 事業完了予定年度
平成 30 年度以降（住まいの復興工程表による）

(2) 津波復興拠点整備事業

- ① 平成 23 年度第三次補正予算において、東日本大震災からの復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設^{※1}）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設。
- ② 道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援し、復興の拠点となる市街地の形成を推進する。
- ③ 平成 27 年度までの成果
岩手県、宮城県、福島県の計 24 地区のうち全地区で事業認可し、23 地区で工事着手^{※2}した。

④ 平成 28 年度の成果目標

全地区で工事着手したうえで着実に工事を進めていく。

⑤ 事業完了予定年度

平成 30 年度

※ 1 都市計画法に基づく都市施設であり、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められる場合に定めることが出来る。

※ 2 工事発注（設計付き工事発注等を含む）済の地区数を計上。

（３）被災した造成宅地について

① 平成 23 年度第三次補正予算において、盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応する事業（造成宅地滑動崩落緊急対策事業）を創設。

② 被災宅地危険度判定の結果や被災状況に係る詳細な調査結果等を踏まえ、被災した造成宅地についての滑動崩落対策を推進する。

③ 自然斜面を対象としている「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」及び「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、特例措置として震災により転倒、倒壊、クラックが発生する等の被害が生じた宅地擁壁等の人工斜面を対象に加える等採択要件を緩和。

④ 平成 27 年度における成果

平成 27 年度内にほぼすべての地区で工事が完了した。

⑤ 平成 28 年度の成果目標

滑動崩落対策工事を実施する地区において、平成 28 年度上半期で全地区の工事完了を目指す。

⑥ 事業完了予定年度

平成 28 年度

（４）医療施設等

① まず、仮設診療所等の整備、医療施設等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再構築を図っている。

具体化に当たっては、復興の主体である被災 3 県及び茨城県において策定された医

療の復興計画等に基づき、必要な医療が確保できるよう、国としても必要な助言を行っていく。

② 事業完了年度

平成 25 年度

(5) 学校施設等

I. 幼稚園・小中高等学校等

【災害復旧】

(i) 国立大学法人附属学校

国立大学法人附属学校の施設の復旧については、国立大学法人が設置する施設として、国立大学等と一体的に進めている。詳細については後述の(Ⅱ)大学等(i)国立大学法人等に記載。

(ii) 公立学校

東日本震災により被災した公立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 2308 校(避難指示区域の学校を除く)について、設置者に対して財政的支援や、指導・助言等の必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、公立学校施設の早期の復旧を目指す。

① 比較的軽微な被害に留まる公立学校については、避難指示区域の学校を除いた 2,197 校のうち復旧が完了していない 4 校について、早期の復旧完了を目標とする。

② 甚大な被害を受けた公立学校については、避難指示区域に所在する学校を除いた 111 校のうち復旧が完了していない 39 校について、計画的な復旧完了を目標とする。

※②において、津波被害地域に所在し、移転を伴う場合等は、完了までに長期間を要する。

③ 公立学校施設の復旧の際には、社会教育施設との一体的整備について必要に応じ検討する。

(iii) 私立学校等(専修学校・各種学校を含む)

東日本大震災より被災した私立学校等施設のうち、私立学校等施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 746 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立学校等施設の早期の復旧を目指す。

① 比較的軽微な被害に留まる私立学校等 639 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。

② 甚大な被害を受けた私立学校等のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等に

所在する学校を除いた 98 校については、平成 26 年度までに 97 校の復旧が完了し、1 校が平成 27 年度に事業着手を行った。

※なお、津波被害地域、避難指示解除準備区域等に所在し、事業未着手である 9 校について、移転を伴う場合等は、地域の復興計画の策定、移転先の確保、避難指示解除準備区域等の解除等の条件が整い次第、速やかに事業着手を行うこととする。

- ③ 被災幼稚園については、関係者の意向を踏まえ、認定こども園として復旧できるよう対応を行うこととする

Ⅱ. 大学等

【災害復旧】

(i) 国立大学等

東日本大震災より被災した国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構（以下、「国立大学法人等」とする。）30 法人に対して、財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、国立大学法人等施設の早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる国立大学法人等 23 法人については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた国立大学法人等 7 法人のうち復旧が完了していない、移転を伴う 1 法人については、事業着手済みであり、平成 29 年度までに復旧完了予定。
- ③ 事業完了予定年度
平成 29 年度

(ii) 私立大学

東日本大震災より被災した私立大学施設のうち、私立大学施設の災害復旧に係る国庫補助対象の 148 校について、設置者に対して財政的支援等必要な措置を講ずることにより、以下のとおり、私立大学施設の復旧が完了した。

- ① 比較的軽微な被害に留まる私立大学 128 校については、平成 23 年度に復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた私立大学 20 校については、平成 25 年度に復旧が完了した。
- ③ 事業完了予定年度
平成 25 年度

Ⅲ. 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

【災害復旧】

東日本大震災より被災した公立社会教育施設のうち、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1,240 施設について、設置者に対して財政的支援、指導助言等必要な措置を講ずることにより、早期の復旧を目指す。

- ① 比較的軽微な被害に留まる公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 1103 施設について、平成 24 年度内に全て復旧が完了した。
- ② 甚大な被害を受けた公立社会教育施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた 137 施設のうち、移転先の確保等の条件が整った 80 施設について、平成 27 年度までに復旧が完了した。その他の施設についても、平成 28 年度以降、復旧完了を目標として、順次事業着手を行うこととする。
- ③ 公立社会教育施設の復旧の際には、学校施設との一体的整備について必要に応じ検討する。
- ④ 事業完了予定年度
平成 32 年度

11. 土砂災害対策

- ① これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、茨城、栃木、新潟各県の 41 箇所の緊急的な土砂災害対策については、平成 25 年度までに対策を完了。また、地震に伴い発生した不安定土砂が流動化すること等により、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている 30 箇所の土砂災害対策について、平成 28 年度までに必要箇所の対策を完了させることを目標とする。
- ② 震度 5 強以上を観測した 17 都県 241 の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、平成 23 年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、その後の降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し通常基準への引き上げを実施。
- ③ 平成 27 年度における成果
被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、土砂災害対策を実施。
- ④ 平成 28 年度の成果目標
被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所について、土砂災害対策を完了。
- ⑤ 事業完了予定年度
平成 28 年度

12. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、平成 23 年 8 月 26 日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。

特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺の対策として、県管理の河川の一級河川阿武隈川水系五間堀川において社会資本整備総合交付金（復興）により、遊水池と併せ排水機場等の整備に着手する。

(2) 液状化対策

① 液状化に関する研究及び技術開発の推進

平成 23 年 8 月に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。

上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

② 公共インフラにおける再発防止

河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③ 公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の推進

平成 23 年度より、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策について、地方公共団体における即地的な調査・検討と有識者の意見等を踏まえながら工法・コスト削減方策等の検討や地方公共団体への情報提供を実施。

平成 23 年度第三次補正予算において、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援するための新たな制度として液状化対策推進事業を創設。

当該制度等を活用しつつ、地方公共団体の地盤の液状化に対する対応方針を踏まえながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進する。

④ 平成 27 年度における成果

地方自治体の対応方針を踏まえ、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的、効率的な液状化対策を推進した。

液状化に関する必要な研究及び技術開発を推進した。

⑤ 平成 28 年度の成果目標

地方公共団体の対応方針を踏まえ、技術的助言を行いながら、市街地における再度災害の抑制に向けた、効果的及び効率的な液状化対策の推進を図っていく。

液状化に関する必要な研究等を推進していく。

⑥ 事業完了予定年度

平成 31 年度

13. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物等が発生（岩手県、宮城県、福島県合計：約 2,926 万トン（災害廃棄物 1,873 万トン、津波堆積物 1,053 万トン）と推計。3 県において 1 年間で排出される一般廃棄物の約 9 年分の廃棄物量に相当）。これらの災害廃棄物の処理は復旧復興の大前提であることから、適正かつ効率的に処理を進め、福島県内の一部市町を除き、処理完了目標としていた平成 26 年 3 月末までに、その処理を完了した。

- ② 国、県、市町村においては、以下の役割分担により、処理を進めてきた。

国は、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針等の作成のほか、財政措置、専門家の派遣、広域処理、再生利用の推進のためのマッチングを支援する。

県は、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災した市町村から地方自治法に基づき事務委託を受けた場合は処理を実施する。

市町村は、災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施する。なお、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）第 4 条において、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、必要があると認められるときは、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行する。平成 27 年 3 月末の時点で、福島県新地町、相馬市、広野町及び南相馬市からの代行要請を受諾し、新地町と相馬市についてはその処理を完了した。

- ③ 災害廃棄物の搬入については、平成 26 年 3 月末現在、全 43 市町村のうち、41 市町村で完了している。残りの 2 市町村については、解体予定の家屋等を除き、災害廃棄物の仮置場への搬入を完了。また、この 2 市町村のうち津波堆積物について搬入完了していない 1 町については、できるだけ早期搬入を実施することとする。

- ④ 再生利用が可能な災害廃棄物は極力再生利用することを基本とし、コンクリートくずについては復興の資材等として被災地で活用する。その他の種類別処理方法については、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月 16 日）に示したとおり。

また、岩手県、宮城県において 31 基の仮設焼却炉（合計 4,854 トン/日）と 22 か所の破碎・選別施設を設置し、県内処理を最大限進めるとともに、県内で処理できない分について、広域処理を活用し、1 都 1 府 16 県にて約 62 万トンの処理が実施された。

- ⑤ 成果目標

市町村版作成の対象市町村（43 市町村）のうち、

a. 災害廃棄物の仮置場への移動を完了させた市町村数

b. 中間処理・最終処分を完了させた市町村数

により評価を実施し、対象市町村ごとに定めた目標までに完了させることとする。

a. については、青森県で 2 市町村、岩手県で 12 市町村、宮城県で 15 市町村、福島県で 3 市町村、茨城県で 7 市町村、千葉県で 2 市町村の計 41 市町村（平成 27 年 3 月末現在）となっている。b. については、青森県で 2 市町村、岩手県で 12 市町村、宮城県で 15 市町村、福島県で 3 市町村、茨城県で 7 市町村、千葉県で 2 市町村の計 41 市町村（平成 27 年 3 月末現在）となっている。

⑥ なお、本事業計画及び工程表は、平成 23 年 8 月 18 日に公布・施行された災害廃棄物処理特措法第 3 条に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表として定めている。

⑦ また、福島県については、各市町村において災害廃棄物の処理が進められているところであるが、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成 23 年法律第 99 号）に基づく国による災害廃棄物の可燃物の代行処理及び放射性物質汚染対処特措法（平成 23 年法律 110 号）に基づき環境大臣が指定する地域における国の直轄による災害廃棄物等の処理については、別途「避難指示解除準備区域等におけるインフラ復旧工程表」を定める。

⑧ 事業完了予定年度

平成 28 年度

14. 都市公園

【復旧関係】

- ① 地方公共団体が管理する被災した都市公園において、災害復旧事業の対象箇所数は 441 箇所^{※1}あり、本復旧については、これまで施工準備の整った 439 箇所の工事に着手し、平成 27 年度末で 423 箇所は工事が完了（全箇所の約 96%）。

※1 避難指示区域内で被災した都市公園は除く。

- ② 復旧の工程としては、平成 28 年度以降の復旧着手箇所は 2 箇所あり、平成 28 年度は、そのうち 1 箇所について工事に着手し、事業の進捗を図る。残りの 1 箇所については、平成 29 年度以降、工事に着手するため、調査・設計等の施工準備を進める。

- ③ 平成 28 年度の成果目標
都市災害復旧事業により、1 箇所の工事に着手し、事業の進捗を図る。

- ④ 事業完了予定年度
平成 30 年度

【復興関係】

- ① 岩手県、宮城県、福島県各県において、東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金（復興枠）を活用して都市公園事業に着手。

- ② 平成 27 年度における成果
平成 27 年度末までに 30 地区で工事に着手している。

- ③ 平成 28 年度の成果目標
平成 28 年度末までに新たに 3 地区の工事に着手し、事業の進捗を図る。

- ④ 事業完了予定年度
平成 32 年度

復興施策の工程表（全体版）









